

長野県地域おこし協力隊（信州移住コネクター（南信））業務  
仕様書

本仕様書は、長野県が実施する長野県地域おこし協力隊（信州移住コネクター（南信））業務を委託するに当たり、委託契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1 趣旨

急激に進行する人口減少社会において、地域の活性化に寄与する二地域居住等関係人口の創出拡大や、本県への更なる移住・定住促進を図るため、広域的な移住等促進に寄与する活動を行う長野県地域おこし協力隊“信州移住コネクター”（以下、「コネクター」という。）を配置する。

2 委託業務名

長野県地域おこし協力隊（信州移住コネクター（南信））業務

3 委託形態・期間

- (1) 県と業務委託契約を締結するため、県との雇用関係はないものとする。  
(必要に応じて、国民健康保険・国民年金への加入すること。)
- (2) 本仕様書の委託業務が滞りなく遂行できることを条件に、副業・兼業を認めるものとする。
- (3) 期間は委託契約締結の日から令和8年3月31日までとする。
- (4) 活動状況や実績を勘案し、最長3年まで委託期間を更新することができるものとする。
- (5) コネクターとしてふさわしくないと判断した場合は、委託期間中であっても委託を取り消すことがある。

4 業務の考え方等

(1) 現状と課題

本県では、これまで、県や市町村で構成する「田舎暮らし『楽園信州』推進協議会」を核として、移住促進や二地域居住等関係人口創出の施策（以下「移住等施策」）をオール信州で進めてきた。その成果もあり、また、首都圏からの交通のアクセスの良さや豊かな自然、特徴的な教育環境などを背景に、移住希望地ランキング（「田舎暮らしの本」宝島社）第1位を19年連続で取るなど移住人気県となっている。

その一方で、小規模市町村が多く、市町村によっては十分な移住等施策が実施できていないことや、市町村間を超えた広域的な視点からの移住等施策の実施が不十分である等の課題がある。

また、圏域ごとの移住推進体制には地域差があり、市町村や圏域ごとの課題も異なるため、それら地域の実情に合わせた、広域のかつきめ細かな移住等促進が必要となっている。

(2) 業務の方針及び目的

長野県が行う移住等促進の方向性についての理解を持ちながら、担当する地域において、コネクターそれぞれの創意工夫による業務（以下5を参照）の実施や、県で実施する移住等施策と市町村の連携促進等により、担当エリアの移住等促進や課題解決が図られるよう、広域的な視点での活動を実施する。

また、県及び県内市町村の移住等施策担当者や地域おこし協力隊、移住・二地域居住者、地元キーパーソン、関係機関等のつなぎ役として、各主体の連携を深め、それぞれの取組が効果的なものになるよう配慮しながら活動を行う。

### (3) 受託者の要件

公募型プロポーザル方式実施公告に記載された各要件を満たし、かつ以下のいずれにも該当する者

- ア 移住促進や関係人口創出に向けた取組に携わった経験を有し、行政・地域・住民との協働の必要性を理解し、その課題分析や解決、成果の情報発信に意欲と能力を持ち、関係者と協働して取り組める者
- イ 本仕様書に定める業務内容について理解し、委託者（県地域振興課信州暮らし推進係）と協議の上業務を進めることができる者
- ウ 「地域おこし協力隊推進要綱」（平成21年3月31日付け総行応第38号）（以下「協力隊要綱」という。）第3第1項における「地域おこし協力隊員」に該当する者
- エ パソコンの基本操作（ワード、エクセル、パワーポイントなど）を行うことができる者
- オ 普通自動車第一種運転免許を取得している者
- カ 地域おこし協力隊としての業務委託契約（最長3年間（※））終了後に、県内で起業又は就業し、定住する意思のある者。又は既に県内で起業又は就業しており、定住する意思のある者  
※令和8年度以降は、年度ごと契約内容について契約当事者間で協議の上、契約締結について契約当事者が判断する。なお、この業務の委託契約に係る歳出予算が計上されない場合には、当該年度の契約を締結しないことがある。

## 5 具体的な業務内容

担当エリアの移住・二地域居住等関係人口創出に向け、広域的な視点から、地域の魅力の掘り起こしや発信、課題の発見と解決を図るため、コネクターのスキルや経験等に基づく創意工夫を凝らした以下の活動を、県、市町村、関係団体、地域住民や、コネクター同士との連携や協力のもとに行う。

担当エリアは、南信エリアとし、そのうちの指定した地域振興局管内を主な活動範囲として活動を行う（必要に応じて担当地域内で地域振興局の枠を超えた広域的な活動を行うことは妨げない）。

なお、活動に当たっては、以下の（5）以外の業務の実施を優先することとし、業務量を勘案しながら必要により（5）の業務を実施すること。また、すべての業務の企画、実施に当たっては、委託者と十分協議の上、協働して実施するものとする。

市町村、広域連合、地域振興局が従来から実施している取組（移住セミナー、イベント等）や担当エリアの市町村等が単独で実施している取組については、原則コネクターの業務としないが、広域的な課題を踏まえた新たな取組である場合には、委託者と協議し、実施の可否を決定するものとする。

### (1) 移住・二地域居住希望者等を対象とした移住セミナー等の企画・運営開催【呼込支援】

主担当として、担当エリアの移住・二地域居住促進につながる移住セミナー等を企画・運営すること

#### ア 開催回数

- ・ 契約期間中、主体となって1回以上の移住セミナーを企画・開催すること

#### イ 開催方法

- ・ 開催方法は、オンライン開催、リアル開催ともに可能とするが、オンライン開催を推奨する。
- ・ 1回当たりの開催時間は、1時間を目安とする。
- ・ セミナーの開催にあたっては、可能な限り、ふるさと回帰支援センターの設備（会場・通信設備）を利用すること。（申し込み必要）
- ・ やむを得ず当該施設が利用できない場合、リアル会場として長野県信州首都圏総合活動拠点（以下、「銀座NAGANO」という。）や移住・交流情報ガーデン等の利用も可能であること。
- ・ セミナーの企画や運営にあたっては事前に、県やふるさと回帰支援センター移住相談員と協議し了承を得ること。
- ・ セミナーの開催までには、県やふるさと回帰支援センター移住相談員とともに打合せやリハーサルを行うこと。
- ・ 会場等使用料及びセミナーゲストに対する謝金（交通費含む）は、委託料の範囲内で支出すること。
- ・ セミナー告知用チラシを電子データで作成し、楽園信州 HP やふるさと回帰支援センターHP のセミナー情報ページへの情報掲載や楽園信州 SNS 等による告知を行い、最大限の集客を狙うこと。
- ・ その他詳細は県と協議すること。

#### ウ 開催内容

- ・ セミナーのテーマ、内容やゲスト等の企画にあたっては担当地域における移住施策の現状や課題、他県のセミナー実績等を分析し、より多くの集客が実現できるよう新たな視点から創意工夫をすること。

#### エ その他

- ・ セミナー参加者の満足度、感想、要望等を把握するためのアンケートを実施すること。内容は委託者と協議すること。
- ・ セミナー終了後はアンケート結果、実施内容、結果、課題等を考察したレポートを提出すること。
- ・ レポートについては、個人情報を除き、担当地域の市町村や地域振興局等に情報共有し、担当地域全体の人材獲得力の強化を図ること。

### (2) 長野県への移住者を対象とした移住者交流会の企画・運営【受入支援】

県内への移住者のネットワーク構築や、悩み等の解消による定住支援として移住者交流会を企画・運営すること。

#### ア 開催回数

- ・ 担当エリアで1回以上、移住者交流会の企画・運営を行う。なお、企画・運営にあたっては、地域振興課信州暮らし推進係の担当者と連携すること。また、他のコネクタに連携・協力してもらうことは妨げない。

#### イ 開催方法

- ・ 必要に応じ、開催地域の市町村との連携や共催を得ることとする。

- ・ 会場については、移住者が運営するカフェやレストランや、地域の交流拠点などを推奨するが、コネクターの創意工夫により、目的に合致する場所を選定すること。
- ・ 開催日は、平日休日を問わないが、より集客が見込める日を設定すること
- ・ 会場使用料及びゲストに対する謝金（交通費含む）は、委託の範囲内で支出すること。
- ・ 移住者交流会告知用チラシを電子データで作成し、楽園信州 HP や SNS を活用した告知、移住者補足アンケートにおいて交流会のお知らせを希望した者への周知を行い、最大限集客に努めること。

#### ウ 開催内容

- ・ 内容はコネクターの創意工夫により、移住者同士が悩みや疑問を共有し、また、地域に溶け込むためのネットワークづくりを行えるようなものにする。
- ・ 地域ならではのイベントを盛り込むなど、交流が図られるような創意工夫を行う。
- ・ 参加者に対して感想や要望を聞くアンケートを実施すること。内容は県と協議して実施すること。

#### エ その他

- ・ 交流会終了後は取りまとめたアンケート結果、実施内容、結果、課題等を考察したレポートを提出すること。
- ・ レポートについては、個人情報を除き、担当エリアの市町村や地域振興局等に情報共有し、担当地域全体の人材獲得力の強化を図ること。

### (3) 関係機関（市町村、県（地域振興課、担当エリアの地域振興局）ふるさと回帰支援センター移住相談員）とのきめ細かな情報共有

(ア) 担当エリア内の市町村（移住担当者、移住等を任務とする地域おこし協力隊等）と少なくとも月に1回程度情報共有を実施し顔の見える関係構築に努める。情報共有の場については、リアル又はオンライン、市町村ごと又は広域的な場の設定など形態は問わないので、実情に合わせて効果的な方法で実施すること。

また、日ごろから、担当地域の移住・二地域居住者やキーパーソン（特徴的な取組を行っている者）と連携し、移住等推進の活動への協力を得られるよう関係構築を図ること。

(イ) 県地域振興課信州暮らし推進係の係員や移住相談員（信州暮らし案内人）のほか、県が委託しているふるさと回帰支援センターの移住相談員とは日ごろから決め細かな情報交換に努め、活動の実施に当たっての参考とすること。

(ウ) 担当エリアの地域振興局及びコネクター同士との情報共有

担当エリア内の地域振興局との情報共有を少なくとも月に1回程度実施すること。情報共有の場の詳細は、各地域振興局リニア活用・企画振興課と協議し、各局の実情に合わせた情報共有の場を決定すること。また、近隣の地域振興局など担当エリアに限らず、活動内容に応じた情報共有の場を持つこと。

さらに、コネクター同士の情報共有の場を少なくとも月に1回程度実施すること。北信エリアを担当するコネクターが主催すること。

(エ) その他委託者が指定する情報共有の場への参加

上記のほか、委託者が指定する情報共有の場へ参加すること。可能な限りオンラインでの開催を主体とするが、特に活動当初はリアルでの参加を求める場合があること。

(4) 県の移住等推進の方向性や施策等の理解に向けた研鑽と研修等への参加

委託から3カ月程度は、他のコネクターとともに、週に2日以上県地域振興課信州暮らし推進系の執務室において県の移住施策の方向性や状況の理解を深めるとともに、職員が主となって行う移住セミナー等の企画・運営に参加し、開催のノウハウを習得する研修に参加すること。

その際の宿泊費、交通費は委託料の中から支出すること

なお、期間や回数、実施方法については、委託者と協議して決定するものとする。

(5) 地域課題の解決や更なる移住促進に向けた業務

コネクターが把握した地域課題や地域の魅力を踏まえ、担当エリアの移住等促進につながる創意工夫を凝らした独自の業務を、実施すること

例：担当エリアの認知度向上に向けたSNS等を活用した情報や魅力の発信

メディア等に取り上げられるようなイベント開催 等

(6) その他県が必要と認める業務

実施に当たっては事前に県と協議をし、内容を決定すること

6 業務の進捗管理と報告

(1) 業務の進捗状況

毎月、業務の進捗状況等の確認のため、月例報告書（様式第1号）を取りまとめ、委託者に電子データで提出すること。また、それを踏まえ、会議にて報告を行うこと。会議は、委託者が主催し、コネクター全員を参集するもの及び各コネクターと面談形式で実施するものを、それぞれ月に1回程度行うこととする。リアルでの実施を原則とするが、状況によりオンラインでの打合せを可能とする。

あわせて、伴走支援者（委託予定）と週1回程度の定例ミーティングを行う。

会議に係る交通費等は委託料の中から支出するものとする。

(2) 成果報告会

長野県地域振興課職員、移住施策担当職員（市町村及び地域振興局）等に向けた成果報告会（オンラインを予定）を年度末に開催するので、実施状況や成果・課題等を取りまとめ発表すること。

6 事業スケジュール（目安）

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県施策の習得、 セミナー企画・開催の補助 チームビルディング			担当地区を中心とした セミナー等の企画・開催				
担当地区の現状把握・ 課題分析・解決策企画							
							成果報告会

## 7 業務委託費の範囲

業務委託費には、上記に関わる業務に必要な人件費、旅費、宿泊費、家賃補助等の生活支援費、活動用車両の借上費、外部有識者の謝金及び旅費、その他消耗品等業務に要する経費を含むものとする。

## 8 会計処理

- (1) 委託業務に係る帳簿を設け、収支精算報告書の費目の区分に従い整理すること。
- (2) 委託業務に係る帳簿及び証拠書類等を、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

## 9 委託料の支払い

本業務委託は精算払いを原則とする。ただし、委託者と協議の上、委託者が必要と認めた場合、受託者からの適正な請求に基づき、委託料の一部を概算払により支払うことができるものとし、委託期間終了後、委託料を確定し、支払請求書（様式第3号）により精算を行うものとする。

## 10 成果品

### (1) 報告書及び成果品

#### ア 月例報告

毎月の進捗状況を所定様式（様式第1号）に記載し、当該月の翌月10日まで（ただし3月は令和8年3月31日まで）に電子データで提出すること。その際、月例収支報告書（様式第2号）には支出証拠書類を添付し、収支内容の確認を受けること（当該資料は収支精算報告書の添付書類とする。）。

#### イ 業務完了報告書

業務成果に係る報告書は、6（2）の報告会におけるコネクターの発表資料（様式任意）をもって代えることとする。なお、提出期限、内容及び方法は、報告会開催前に調整するものとする。

### (2) 提出先

長野県企画振興部地域振興課信州暮らし推進係（電子メール：[iju@pref.nagano.lg.jp](mailto:iju@pref.nagano.lg.jp)）

## 11 留意事項

### (1) 著作権等の取扱い

(ア) 本事業の成果物の所有権や著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）は、すべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものであること。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。

また、受託者が複製・複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。受託者は、成果品に係る著作権人格権を有する場合においても、これを行行使しないものとする。

(イ) 受託者は、事業の実施に当たり他者の権利（所有権、著作権等）を侵害しないよう配慮すること。成果物等に対し第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときには、委託者の責めに帰す

べき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

(2) 秘密保持

本委託業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、「長野県個人情報保護条例」を準用するとともに、個人情報保護に関する法令を遵守すること。

13 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、委託者と綿密な連絡を取り、その指示に従うものとする。
- (2) 本仕様書に明示無き事項又は疑義が生じた事項の取扱いについて、委託者及び受託者が協議するものとする。

(様式第1号)

令和7年度 長野県地域おこし協力隊（信州移住コネクター（南信））業務  
月例報告書

令和 年 月 日

長野県企画振興部地域振興課長

受託者  
氏名

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した「長野県地域おこし協力隊業務（信州移住コネクター（南信）」  
に関し、別紙のとおり令和 年 月の業務状況を報告します。



## 業務の振り返り (令和 年 月分)

### 信州移住コネクター事業

1 行った活動 (2に該当するものを除く。箇条書きで可。)
2 行った情報共有の状況：開催日時、場所、参加者、概要 (共有した課題、結論等) ※仕様書5 (3)
①担当エリア内の市町村移住施策担当者、移住等を任務とする地域おこし協力隊等
②担当エリアの地域振興局
③信州暮らし案内人やふるさと回帰支援センター移住相談員
④信州暮らし推進係職員との打ち合わせ
⑤その他、地域のキーパーソン等
3 今、考えている地域の課題とその解決への方向性
4 来月の予定
5 長野県地域振興課信州暮らし推進係への意見

- ・業務の進捗状況を確認するものです。
- ・行の幅等は必要に応じ広げて記載してください。
- ・必要に応じて参考資料を添付してください (作成した資料、議事録等)